



山形県公報

平成24年2月21日(火)
第2319号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 災害等による県税の納期限等の指定……………(税 政 課) ……176
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(健康福祉企画課) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……177
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……178
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……179
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……180
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……181
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(同) ……同
- 同……………(同) ……182
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……183
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……184
- 同……………(同) ……同

教育委員会関係

告 示

- 山形県指定有形文化財の指定……………同

病院事業局関係

規 程

- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………同

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(村山総合支庁地域振興課) ……185

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（庄内総合支庁地域振興課）… 同
- 大規模小売店舗の新設の届出……………（商業・まちづくり振興課）…186

告 示

山形県告示第147号

平成23年4月県告示第344号（災害等による県税の納期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもの（法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税、個人の事業税並びに地方消費税の納税者に係るもの（個人の事業税にあっては、申告に限る。）に限る。）は、その期限が平成23年3月11日から平成24年4月1日までに到来するものについて、同月2日とする。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定地域

宮城県（石巻市、東松島市及び牡鹿郡女川町に限る。）

山形県告示第148号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
 社団法人鶴岡地区医師会 荘内地区健康管理センター
 鶴岡市馬場町1番45号
- (2) 届出の内容

指定医療機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
鶴岡市馬場町1番34号	鶴岡市馬場町1番45号	平成23. 4. 1

- 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
 社団法人鶴岡地区医師会 訪問看護ステーションハローナース
 鶴岡市馬場町1番34号
- (2) 届出の内容

指定医療機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
鶴岡市馬場町1番47号	鶴岡市馬場町1番34号	平成23. 5. 16

山形県告示第149号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 社団法人鶴岡地区医師会 荘内地区健康管理センター
 鶴岡市馬場町1番45号

(2) 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
鶴岡市馬場町1番34号	鶴岡市馬場町1番45号	平成23. 4. 1

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 社団法人鶴岡地区医師会 地域包括支援センターつくし
 鶴岡市馬場町1番34号

(2) 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
鶴岡市本町一丁目6番7号	鶴岡市馬場町1番34号	平成23. 5. 16

- 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 社団法人鶴岡地区医師会 ケアプランセンターふきのとう
 鶴岡市馬場町1番34号

(2) 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
鶴岡市本町一丁目6番7号	鶴岡市馬場町1番34号	平成23. 5. 16

- 4 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 社団法人鶴岡地区医師会 訪問看護ステーションハローナース
 鶴岡市馬場町1番34号

(2) 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
鶴岡市馬場町1番47号	鶴岡市馬場町1番34号	平成23. 5. 16

- 5 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
社団法人鶴岡地区医師会 在宅サービスセンター
鶴岡市馬場町1番34号
- (2) 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
鶴岡市馬場町1番47号	鶴岡市馬場町1番34号	平成23. 5. 16

山形県告示第150号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人赤とんぼ 米沢市通町二丁目11番28号	特定非営利活動法人赤とんぼ 米沢市通町二丁目11番28号	就 労 移 行 支 援	平成24. 2. 13

山形県告示第151号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ふたばライフアシスト	和みの家・双葉 鶴岡市双葉町15番34号	通 所 介 護	平成24. 2. 8

山形県告示第152号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ふたばライフアシスト	和みの家・双葉 鶴岡市双葉町15番34号	介護予防通所介護	平成24. 2. 8

山形県告示第153号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人庄内福祉会	在宅介護複合施設ほづみ指定（介護予 防）訪問介護事業所 酒田市宮海字林内23番地	訪問介護	平成24. 2. 1

山形県告示第154号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人庄内福祉会	在宅介護複合施設ほづみ指定（介護予 防）訪問介護事業所 酒田市宮海字林内23番地	介護予防訪問介護	平成24. 2. 1

山形県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年2月21日から同年3月5日まで縦覧に供する。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
上市市久保手字原4582番から 同 北町字三千菰1756番12まで	旧	26.0メートル } 13.0	180メートル
同 上	新	18.8メートル } 14.8	同 上

山形県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年2月21日から同年3月5日まで縦覧に供する。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市大字門伝字裏山2977番1から		旧	16.5 <small>メートル</small>	543 <small>メートル</small>
同 字前坂2926番5まで			7.5	
同	上	新	50.0 <small>メートル</small>	同上
			10.0	

山形県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年2月21日から同年3月5日まで縦覧に供する。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上山七ヶ宿線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
上山市関根字下原202番11から		旧	36.0 <small>メートル</small>	577 <small>メートル</small>
同 字関根44番まで			7.0	
同	上	新	39.0 <small>メートル</small>	同上
			13.5	

山形県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年2月21日から同年3月5日まで縦覧に供する。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 上山市久保手字原4582番から
同 北町字三千苺1756番12まで
- 3 供用開始の期日 平成24年2月21日

山形県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年2月21日から同年3月5日まで縦覧に供する。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 上山七ヶ宿線
- 2 供用開始の区間 上山市関根字下原202番11から
同 字関根44番まで
- 3 供用開始の期日 平成24年2月21日

山形県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年2月21日から同年3月5日まで縦覧に供する。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 西目大山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市西目字熊船86番7から 同 123番5まで	旧	17.0メートル } 13.0	メートル 13
同 上	新	18.0メートル } 13.0	同 上

山形県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年2月21日から同年3月5日まで縦覧に供する。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 西目大山線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市西目字熊船86番7から
同 123番5まで
- 3 供用開始の期日 平成24年2月21日

山形県告示第162号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき上山市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画地区計画
 - (2) 名 称 金瓶第2地区地区計画
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

山形県告示第163号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類
山形広域都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

山形県告示第164号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類
山形広域都市計画特別用途地区
 - 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課
-

山形県告示第165号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類
山形広域都市計画高度地区
 - 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課
-

山形県告示第166号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類
山形広域都市計画準防火地域
 - 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課
-

山形県告示第167号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画地区計画
 - (2) 名 称 蔵王みはらしの丘地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課
-

山形県告示第168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画下水道
 - (2) 名 称 山形市公共下水道
 - 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課
-

山形県告示第169号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき上山市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類
山形広域都市計画用途地域
 - 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課
-

山形県告示第170号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき上山市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類
山形広域都市計画特別用途地区
 - 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課
-

山形県告示第171号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき上山市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画地区計画
 - (2) 名 称 蔵王みはらしの丘地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課
-

山形県告示第172号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき上山市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画下水道
 - (2) 名 称 上山市公共下水道
- 2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

山形県告示第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき西川町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 西川都市計画下水道
 - (2) 名 称 西川町公共下水道
- 2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

教育委員会関係**告 示****山形県教育委員会告示第3号**

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第4条第1項の規定により、山形県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成24年2月21日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

種 別	名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所
歴史資料の部	牧野の六面幢	1	個 人	上山市大字牧野

病院事業局関係**規 程****山形県病院事業管理規程第1号**

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年2月21日

山形県病院事業管理者 森 谷 裕 一

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のよう

に改正する。

第11条中「分べん介助等手当」を「分べん介助・診療応援手当」に改める。

第12条第1項中「分べん介助等業務従事職員特殊勤務実績簿」を「分べん介助・診療応援業務従事職員特殊勤務実績簿」に改め、同条第2項中「第74条第2項」を「第74条第3項」に改める。

第18条の見出しを「(分べん介助・診療応援手当)」に改め、同条第1項中「分べん介助等手当」を「分べん介助・診療応援手当」に、「医師が、正規の勤務時間（病院給与条例第14条第3項に規定する休日等（次条において「休日等」という。）に割り振られた勤務時間を除く。）以外の時間に」を「医師又は歯科医師が」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 正規の勤務時間（病院給与条例第14条第3項に規定する休日等（次条において「休日等」という。）に割り振られた勤務時間を除く。）以外の時間において行われる分べん介助の業務

第18条第1項第2号中「緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、」を削り、「応援業務」を「応援業務のうち管理者が認めるもの」に改める。

第21条第2号中「分べん介助等手当」を「第18条第1項第1号に掲げる業務に従事した場合に支給されることとなる分べん介助・診療応援手当」に改める。

第23条第1項及び附則第8項中「分べん介助等手当」を「分べん介助・診療応援手当」に改める。

附則第9項中「分べん介助等業務従事職員特殊勤務実績簿」を「分べん介助・診療応援業務従事職員特殊勤務実績簿」に改める。

附則第10項及び別記様式の注書中「分べん介助等手当」を「分べん介助・診療応援手当」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成24年2月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 あかい結
 - (2) 代表者の氏名
笹原 久美子
 - (3) 主たる事務所の所在地
寒河江市大字柴橋字下鎌3378番地2
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、晩婚、未婚、少子高齢化による街の活力の低下、経済活動の悪循環を改善するため、広く地域住民に対して地域の特徴を生かした結婚や出会いの環境を創出し、適齢期男女の晩婚・未婚化を解消すること及び出生率減少傾向の現状を改善・正常化することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成24年1月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された

目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 あらた

(2) 代表者の氏名

齋藤 緑

(3) 主たる事務所の所在地

酒田市東町一丁目15番地の25

(4) 定款に記載された目的

この法人は介護に欠ける地域住民に対して、介護支援及び生活支援に関する事業を行い、非営利セクターとして、行政・企業とパートナーシップをもった新たな介護システムなど地域システムの構築をはかり、豊かな地域社会を創っていく活動に貢献していくことを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに上山市役所において平成24年6月21日まで縦覧に供する。

平成24年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヨークタウン上山
上市市仙石字元糸目791番外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号
代表取締役 大高善興
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号
代表取締役 大高善興
その他未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年10月9日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
7,153平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 452台
 - (2) 駐輪場の収容台数 204台
 - (3) 荷さばき施設の面積 432平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 28.3立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
イ 開店時刻 午前9時
ロ 閉店時刻 午後11時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後11時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
4か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日
平成24年2月8日
- 9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年6月21日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

平成24年2月21日印刷
平成24年2月21日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形 (631)2057 (631)2056